

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年12月22日	268,422円	埼玉県草加市瀬崎四丁目4番33号 株式会社東京ひよ子 代表取締役 石坂 淳子	足立区花畑五丁目6番から草加市瀬崎四丁目4番先における（仮称）花畑人道橋整備工事の施行に伴い、相手方所有の工作物を破損等する損害を与えた。